

千葉県報

定例
令和5年8月15日

主要目次

公告	令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等	一
〇	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出(二件)	四
〇	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(六件)	六
〇	都市計画区域区分の変更の案の縦覧	八
〇	労働委員会公告	八
〇	労働関係調整法に基づくあつせん員候補者	九
〇	企業局公告	九
〇	令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等	九
〇	病院局公告	九
〇	令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等	一〇
〇	特定調達公告	一〇
〇	入札公告	一〇
〇	落札者等の公告	一二

公告

令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

及び指名称争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定により、県の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和五年八月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

第一 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められたものとする。

一 施行令第六百六十七條の四第一項(施行令第六百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者

二 施行令第六百六十七條の四第二項(施行令第六百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされている者

三 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者

第二 資格審査の基準日

資格審査の基準日(以下「審査基準日」という。)は、資格審査の申請日とする。

第三 入札参加資格審査の申請方法及び添付書類

一 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用した物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査の申請(以下「電子申請」という。)を知事に行わなければならない。

二 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書、審査項目調査書、契約実績調査及び許認可調査(以下「申請書等」という。)を印刷しなければならない。

三 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を郵送等により知事に提出しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者が提出する場合にあつては、納税証明書、法人の登記事項証明書、身分証明書等又は印鑑証明書の提出を省略することができる。

- 1 申請書等
- 2 経歴書(創業時から現在までの営業経歴を記載したもの)
- 3 財務諸表(審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。)
- 4 納税証明書(全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所等を有しない者にあつては、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。)
- 5 申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書
- 6 申請者が個人である場合にあつては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書

<p>一 製造又は販売の実績</p> <p>二 経営規模</p>	<p>7 印鑑証明書(法人にあつては、代表者のものとする。)</p> <p>8 営業に關し許可、認可等を必要とする場合にあつては、許可証、認可証等の写し</p> <p>9 国際規格等(ISO9001若しくはISO14001又はエコアクション21(一般財団法人持続性推進機構が認証するもの)をいう。以下同じ。)の認証を取得している者にあつては、当該認証に係る登録証等の写し</p> <p>10 障害者法定雇用率達成者にあつては、障害者雇用状況報告書の写し</p> <p>11 技術者の資格免許等取得状況一覧表</p> <p>12 使用印鑑届兼委任状(別記様式)</p> <p>第四 資格審査の電子申請の時期</p> <p>資格審査の電子申請は、随時に行うことができる。ただし、この公告の際現に令和三年八月十三日付け千葉県公告(令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等)、令和四年四月十五日付け千葉県公告(物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等)及び令和五年四月十四日付け千葉県公告(物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等)に基づき入札参加資格を得ている者が行う入札参加資格の更新並びに入札参加資格がない者が行う有効期間の始期が令和六年四月一日の入札参加資格を得るための資格審査の電子申請は、令和五年九月十五日から同年十一月十五日までの間に行わなければならない。</p> <p>第五 電子申請等に用いる言語等</p> <p>一 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがな若しくは片仮名に置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL(ホームページのアドレスをいう。以下同じ。)については、この限りでない。</p> <p>二 提出書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>三 電子申請及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>四 各証明書は、電子申請を行った日前三箇月以内に発行されたものとする。</p> <p>第六 資格審査及び等級区分</p> <p>知事は、提出書類を提出した申請者について資格審査を行った結果、入札に参加する資格を有すると認めるときは、次に掲げる事項を数値により評価し、当該数値の合計により別表に定める等級に格付けをするものとする。</p>
<p>第十 変更等の届出</p>	<p>1 自己資本の額</p> <p>2 生産設備の額</p> <p>3 常勤職員数</p> <p>三 経営状況</p> <p>1 流動比率</p> <p>2 営業年数</p> <p>四 その他</p> <p>1 国際規格等の取得状況</p> <p>2 障害者雇用状況</p> <p>第七 物品等入札参加業者適格者名簿への記載及び資格の有効期間</p> <p>一 第六による審査の結果に基づき入札に参加する資格を有すると認められた者(以下「入札参加資格者」という。)については、その氏名又は名称その他必要な事項を物品等入札参加業者適格者名簿に記載するものとし、その有効期間は、随時に電子申請を行った者については知事が指定する日から令和八年三月三十一日まで、令和五年九月十五日から同年十一月十五日までの間に電子申請を行った者については令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。</p> <p>二 一により物品等入札参加業者適格者名簿に記載された者については、その所在地、商号又は名称、代表者の氏名、連絡先の電話番号、希望業種及び等級を公表するものとする。</p> <p>第八 資格審査の結果の通知</p> <p>資格審査の結果は、当該資格審査の申請者に通知するものとする。</p> <p>第九 事業協同組合等(官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二条第一項第四号に規定する組合をいう。以下同じ。)の特例</p> <p>一 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第三に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>1 役員名簿</p> <p>2 組合員名簿</p> <p>3 適格組合(事業協同組合等のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。)にあつては、これを証する書類</p> <p>二 適格組合が、組合員のうち任意に選択した十以内の組合員(以下「選択組合員」という。)に係る第三に定める書類を提出した場合にあつては、当該適格組合に係る資格審査は、第六の一から三までに掲げる事項のうち、営業年数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により、その他の事項については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により行うものとする。</p>

入札参加資格者は、その資格の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があったとき、又は営業を廃止したときは、速やかにその旨を電子情報処理組織を使用して知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 営業所の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及びURL
- 三 入札参加資格者が法人の場合にあつては、その代表者の氏名
- 四 入札参加資格者が個人の場合にあつては、その氏名
- 五 代理人
- 六 届出の印鑑
- 七 希望業種(第一希望業種は変更できない。)

第十一 入札参加資格の取消し

- 一 入札参加資格者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消すものとする。
 - 1 第一の一若しくは二に該当することとなったとき、又は営業に関し必要とされる許可、認可等を失ったとき。
 - 2 電子申請、提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。
 - 3 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- 二 入札参加資格者が第十による変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとする。
- 三 一及び二により入札参加資格の取消しを行ったときは、知事はその旨を入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を物品等入札参加業者適格者名簿から抹消するものとする。

第十二 入札参加資格の停止

- 一 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、知事はその者の資格を停止するものとする。
 - 1 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から六箇月が経過する日まで
 - 2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
 - 3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで
- 二 一により入札参加資格の停止を行ったときは、知事はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第十三 入札参加資格の更新に関する手続

入札参加資格の更新を希望する者は、令和八年四月一日以降の入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について別に公告を行う予定であるの

で、当該公告に基づき申請書を提出すること。

第十四 千葉県警察本部への情報提供、照会等

申請者に関する情報については、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を県が実施する入札から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対し必要な書類の提出を求めることがある。

第十五 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三(二二三)二二二一

別表

等級別	審査数値
A級	七十点以上
B級	四十点以上七十点未満
C級	四十点未満

別記様式

(その1)

申請区分	
商号区分	

使用印鑑届兼委任状 年 月 日

千葉県教育委員会 局長 榎 知 事
 千葉県教育局 局長 榎 知 事
 千葉県教育委員会 委員長 榎 知 事

所在地又は住所
 〔登記上の所在地
 又は住民票上の住所〕〔
 商号又は名称
 代表者職氏名

実印

使用印

1 使用印鑑届
 私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。
 ＊実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。印鑑は、はっきりと押印してください。

2 委任事項
 私は、次の者を代理人と定め、
 までの入札参加資格の有効期間において、下記の権限
 から
 を委任します。
 この場合、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

実印

使用印

代理人使用印

所在地又は住所
 商号又は名称
 受任者 職 氏 名

記

- 委任事項
- (1) 見積り及び入札に関する一切の権限
 - (2) 復代理人選任に関する一切の権限
 - (3) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
 - (4) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
 - (5) 共同企業体の結成、共同企業体結成後の契約の締結に関する一切の権限
 - (6) その他、上記委任事項に補足する事項及びその他委任事項がある場合は、委任内容を記載してください。
- 注意事項
- 1 使用印及び代理人使用印は個人が特定できる印鑑を使用してください。
 - 2 建設工事については、委任事項(3)・(4)・(5)は営業所等許可を受けた建設業に限りません。

(その2)

申請区分	
商号区分	

使用印鑑届兼委任状 年 月 日

千葉県教育委員会 局長 榎 知 事
 千葉県教育局 局長 榎 知 事
 千葉県教育委員会 委員長 榎 知 事

所在地又は住所
 〔登記上の所在地
 又は住民票上の住所〕〔
 商号又は名称
 代表者職氏名

実印

使用印

1 使用印鑑届
 私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。
 ＊実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。印鑑は、はっきりと押印してください。

2 委任事項
 私は、
 までの入札参加資格の有効期間において、委任事項はありません。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。
 その届出及び添付書類は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和五年八月十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ドラッグコスモス姉崎店
 市原市姉崎字高田八〇四番三ほか

<p>2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p> <p>ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p> <p>3 大規模小売店舗の新設をする日 令和六年三月八日</p> <p>4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一、二二九平方メートル</p> <p>5 駐車場の収容台数 四〇台</p> <p>6 駐輪場の収容台数 一〇台</p> <p>7 荷さばき施設の面積 五〇平方メートル</p> <p>8 廃棄物等の保管施設の容量 六立方メートル</p> <p>9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分</p> <p>10 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで</p> <p>11 駐車場の自動車の出入口の数 二か所</p> <p>12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>二 届出年月日 令和五年七月七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。</p>	<p>その届出及び添付書類は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和五年八月十五日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ御宿新町店 夷隅郡御宿町新町字仙人塚三五五番ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲 石川県白山市松本町二、五一二番地</p> <p>ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲 石川県白山市松本町二、五一二番地</p> <p>3 大規模小売店舗の新設をする日 令和六年三月二十二日</p> <p>4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一、三二二平方メートル</p> <p>5 駐車場の収容台数 五〇台</p> <p>6 駐輪場の収容台数 三八台</p> <p>7 荷さばき施設の面積 三九平方メートル</p> <p>8 廃棄物等の保管施設の容量 七立方メートル</p> <p>9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分</p> <p>10 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで</p> <p>11 駐車場の自動車の出入口の数 二か所</p>
--	--

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

二 届出年月日
令和五年七月二十一日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び夷隅郡御宿町産業観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年八月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クリエイトS・D船橋藤原店

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
船橋市藤原四丁目二七四番一〇

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三

3 変更前の大規模小売店舗の名称
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二

4 変更後の大規模小売店舗の名称
(仮称)クリエイトS・D船橋藤原店

5 変更年月日
クリエイトS・D船橋藤原店

令和五年一月二十七日

二 届出年月日
令和五年二月二日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年八月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コモディイイダ松戸新店

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
松戸市松戸新田字平次郎屋舗六二番地一ほか

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
いちご株式会社 代表取締役 長谷川拓磨

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
東京都千代田区内幸町一丁目一番一号

5 変更年月日
株式会社コモディイイダ 代表取締役 松澤志一

令和三年十一月十九日及び令和五年二月二十二日

二 届出年月日
東京都北区滝野川七丁目二七番七号

令和五年二月二十二日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年八月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ新習志野店
習志野市茜浜二丁目一九番九号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
野村不動産プライベート投資法人 執行役員 須賀智仁
東京都新宿区西新宿八丁目五番一号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修一
茨城県水戸市柳町一丁目一三番二〇号

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠
茨城県水戸市城南二丁目七番五号

5 変更年月日
令和四年六月二十九日及び同年八月一日

二 届出年月日
令和五年二月十五日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び習志野市協働経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年八月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社イトーヨーカ堂姉崎店
市原市姉崎字鑑田六四五番一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也
東京都千代田区二番町八番地八

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博ほか
東京都千代田区二番町八番地八ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか
東京都千代田区二番町八番地八ほか

7 変更年月日
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和四年三月一日
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和四年五月二十六日ほか

二 届出年月日
令和五年二月十六日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年八月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アリオ市原
市原市更級四丁目三番二ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也
東京都千代田区二番町八番地八

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博ほか
東京都千代田区二番町八番地八ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか
東京都千代田区二番町八番地八ほか

7 変更年月日
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和四年三月一日
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和四年十一月二十五日ほか

二 届出年月日
令和五年二月十六日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年八月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
成東ショッピングセンター
山武市成東字鳥井戸一、八〇八番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭
東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 飯盛徹夫
東京都中央区八重洲一丁目二番一号

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭
東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社長崎屋 代表取締役 関口憲司ほか
東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社長崎屋 代表取締役 赤城真一郎ほか
東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号ほか

7 変更年月日
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和二年四月一日及び令和三年十一月二十二日
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和四年十月二十六日ほか

二 届出年月日
令和五年二月三日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び山武市産業振興部商工観光課

都市計画区域区分の変更の縦覧
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、流山都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 都市計画の種類
都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域
流山市西深井字中谷、字種井下及び字早稲田、平方字上谷、字中谷、字下中谷、字下谷及び字勢至前、中野久木字宮下及び字田苗下、小屋字土深割、北字赤坂、南字上谷、字上耕地及び字下耕地、谷字西ノ下、桐ヶ谷字子ノ神並びに上貝塚字寺下の各一部の区域

三 縦覧期間
令和五年八月十五日から二十九日まで

四 縦覧場所
千葉県県土整備部都市計画課及び流山市まちづくり推進部都市計画課

労働委員会公告

労働関係調整法に基づくあつせん員候補者
労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定により、あつせん員候補者を次のとおり委嘱した。
令和五年八月十五日

千葉県労働委員会会長 船越 豊

氏名	委嘱年月日	現職	主な経歴
船越 豊	平成二十六年七月二十四日	弁護士・千葉県労働委員会会長	千葉県弁護士会副会長
石井 慎一	平成三十年七月二十三日	弁護士・千葉県労働委員会会長代理	千葉県弁護士会副会長
沼田 雅之	平成三十年七月二十三日	法政大学法学部教授・千葉県労働委員会委員	大阪経済法科大学法学部准教授
山下 りえ子	令和四年七月二十日	東洋大学法学部教授・千葉県労働委員会委員	東洋大学法学部助教
末吉 永久	令和四年七月二十日	弁護士・千葉県労働委員会委員	千葉簡易裁判所民事調停官
平野 盛士	平成二十八年七月二十日	JFEスチール千葉労働組合執行委員長・千葉県労働委員会委員	JFEスチール千葉労働組合書記長
太田 徳彦	令和二年七月二十日	不二サッシユニオン参与・千葉県労働委員会委員	不二サッシユニオン千葉支部特別中央執行委員
海老原 秀典	令和二年七月二十日	千葉土建一般労働組合書記長・千葉県労働委員会委員	千葉土建一般労働組合本部中央常任執行委員
永富 博之	令和三年十月二十五日	日本労働組合総連合会千葉県連合会会長・千葉県労働委員会委員	日本労働組合総連合会千葉県連合会事務局長

濱 美紀	令和四年七月二十日	イオングループ労働組合連合会総務財務局長・千葉県労働委員会委員	イオングループ労働組合連合会事務局長
高橋 秀穂	令和四年七月二十日	一般社団法人千葉県経営者協会専務理事・千葉県労働委員会委員	一般社団法人千葉県経営者協会事務局長
天野 克美	平成三十年七月二十三日	キッコーマンビジネスサービズ株式会社代表取締役社長・千葉県労働委員会委員	キッコーマン株式会社代表取締役専務執行役員CHO
酒寄 博司	令和二年七月二十日	関東鉄道株式会社相談役・千葉県労働委員会委員	関東鉄道株式会社取締役会長
平川 宏	令和二年七月二十日	JFE東日本ジーエス株式会社代表取締役社長・千葉県労働委員会委員	JFEライフ株式会社社常務取締役
伊藤 広成	令和四年七月二十日	千葉県労働委員会委員	株式会社千葉興業銀行常務執行役員
海宝 伸夫	令和五年四月十一日	千葉県労働委員会事務局局長	長生地域振興事務所長
川島 雄子	令和三年六月二十五日	千葉県労働委員会事務局次長	千葉県労働委員会事務局審査調整課長
大野 光紀	令和五年四月十一日	千葉県労働委員会事務局審査調整課長	県土整備部副参事
鈴木 恒	令和四年四月十二日	千葉県労働委員会事務局審査調整課副課長	千葉県議会事務局政務調査課主幹兼調査政策室長

企業局公告

令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、千葉県企業局の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
令和五年八月十五日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和五年八月十五日付け千葉県公告(令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。)に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県企業局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第八の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。
二 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三(二二三)二二一一
千葉県企業局管理部経理課契約班 電話〇四三(二二一)八五八九

病院局公告

令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、千葉県病院局の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
令和五年八月十五日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和五年八月十五日付け千葉県公告(令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。)に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資

格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県病院局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第八の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。
二 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三(二二三)二二一一
千葉県病院局経営管理課経営企画戦略室 電話〇四三(二二三)三九六七

特定調達公告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。
令和5年8月15日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項

- ア (1) 購入等件名及び数量 千葉県警察本部庁舎ほか5施設で使用する電力 一式
千葉県警察本部庁舎で使用する電力 予定電力量 6,587,800キロワット時
- イ 千葉県警察本部分け舎で使用する電力 予定電力量 1,655,600キロワット時
- ウ 千葉県警察都町け舎で使用する電力 予定電力量 198,000キロワット時
- エ 千葉県警察第一機動隊で使用する電力 予定電力量 386,700キロワット時
- オ 千葉運転免許センターで使用する電力 予定電力量 1,343,200キロワット時
- カ 流山運転免許センターで使用する電力 予定電力量 727,600キロワット時
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和5年11月1日から令和6年10月31日まで
- (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により

<p>難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品において A の等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準 (昭和 5 7 年 1 2 月 1 日制定) に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証 (ICカード) を取得していること。</p> <p>(6) 電気事業法 (昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号) 第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 令和 5 年度における千葉県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果が「適合」である者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒 2 6 0 - 8 6 6 8 千葉県中央区長洲一丁目 9 番 1 号 千葉県警察本部総務部会計課 調達契約第二係 電話 0 4 3 (2 0 1) 0 1 1 0</p> <p>(2) 電子入札システムの URL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和 5 年 8 月 1 5 日から 9 月 8 日まで (千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和 5 年 9 月 2 7 日午後 5 時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和 5 年 9 月 2 7 日午後 5 時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和 5 年 9 月 2 8 日午前 1 0 時 千葉県警察本部 5 階会計課 入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則 (昭和 3 9 年千葉県規則第 1 3 号の 2。以下「財務規則」という。) 第 9 9 条の規定による。</p>	<p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムの URL に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 5 年 9 月 8 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムの URL に同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 5 年 9 月 8 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品等を提供できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第 1 0 9 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであっても、3 年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(10) その他 詳細は入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity to be consumed at Chiba Prefectural Government Buildings (Police Headquarters Office Building and five other facilities) (1set)</p>
---	--

令和5年8月15日(火曜日)

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 27 September, 2023
 (3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department,
 Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba
 Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年8月15日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
 その1

①男性警察官用短靴(外羽根プレーン)ほか9品目 予定数量 男性警察官用短靴(外羽根プレーン) 2, 261足 男性警察官用短靴(スリッポン) 3, 608足 男性警察官用警備靴1, 401足 男性警察官用ゴム長靴1, 211足 男性警察官用半長靴200足 女性警察官用短靴(外羽根) 805足 女性警察官用短靴(パンプス) 127足 女性警察官用警備靴116足 女性警察官用ゴム長靴(黒色) 74足 女性警察官用ゴム長靴(白色) 84足 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和5年6月30日 ④株式会社東武百貨店 東京都豊島区西池袋一丁目1番25号 ⑤90, 779, 722円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

その2

①男性警察官用冬ウイシャツほか18品目 予定数量 男性警察官用冬ウイシャツ3, 005着 男性警察官用合ウイシャツ1, 792着 男性警察官用夏服上衣(長袖) 3, 781着 男性警察官用夏服上衣(半袖) 1, 011着 男性警察官用合ネクタイ1, 688本 男性警察官用手袋6, 376双 男性警察官用靴下(合・冬) 1, 024足 男性警察官用靴下(夏) 512足 女性警察官用冬ウイシャツ547着 女性警察官用合ウイシャツ250着 女性警察官用夏服上衣(長袖) 578着 女性警察官用夏服上衣(長袖・フラスナー付き) 105着 女性警察官用夏服上衣(半袖) 112着 女性警察官用夏服上衣(半袖・フラスナー付き) 7着 女性警察官用合ネクタイ328本 女性警察官用手袋725双 女性警察官用靴下(合・冬) 80足 女性警察官用靴下(夏) 80足 女性警察官用ストッキング160足 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和5年7月6日 ④株式会社東武百貨店 東京都豊島区西池袋一丁目1番25号 ⑤102, 315, 548円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

第13863号

千葉県

警察

警務課 本庁 一室

三木田

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二二三)二六五八

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八